

8. 資料

① 子育て支援制度をご存知ですか



児童手当など

家庭と子どもの幸せのための **児童手当** などはご存じですか?

豊かで活力ある社会を将来にわたって維持していくためには、これから未来を支える子ども達が、心も体も健やかに育ち、幸せになることが不可欠です。

そのためには、家庭における生活の安定が一番!

子育てにかかる費用の一部を、支給・助成する児童手当などの制度があります。これらの制度は、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる方々の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援することが目的です。

これらの制度はいずれも申請して、認定されないと受けることはできません。また申請前にさかのぼって受けることはできません。

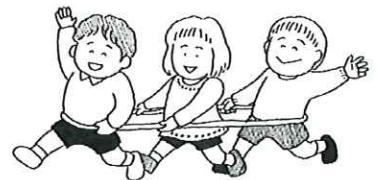
制度によってそれぞれ所得制限をはじめ、いくつか受けるための条件があります。所得制限については制度ごとの別表を参考にしてください。また、制度は改正されることもあります。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ

子育て支援課 手当助成係 内線 232、236

② 児童憲章

制定日 昭和26年5月5日



われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整つた教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護・指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

③ 虐待とは

注意深く見守ってください。



たとえ親からの愛情で行なわれた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えるとすれば、結果的には「虐待」であるといえます。皆さんの目からお子さんの関わりを見て「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談しましょう。ときには子どもの命にかかる深刻な問題です。いち早く発見し、支援の手を差しのべるために、社会全体の協力が求められています。

Q. もし…虐待でなかったら？

A. 虐待と疑われるときは通報しなければならない義務があります。

虐待でなくても、推察でよいのです。報告が、法的に義務付けられています。



【虐待が疑われる時の通報先】

◎ 多摩児童相談所 多摩市諏訪 2-6 Tel042-372-5600 (9:00~17:00)

※休日、夜間は東京都児童相談センター Tel03-5937-2330

◎ 稲城市子ども家庭支援センター 稲城市向陽台 3-2 Tel042-378-6366

分類	定義	例え…
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	たたく、ける、つねる、なぐる、激しく揺さぶる、振り回す、噛む、しばる、水につける、火を押し付ける、首を絞めるなど。
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。	性的暴行、性関係の強要、ポルノの被写体とするなど。
ネグレクト (養育の拒否や放置)	児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	食べ物やミルクを与えない、衣服をかえないと、学校に行かせない、危険な場所に放つておく、医者にみせない、家に閉じ込めるなど。
心理的虐待	児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	子どもの存在を無視する、おびえさせる、罵声をあびせる、ひどい言葉でなじる、むりじいするなど。

(「児童虐待の防止等に関する法律」第2条児童虐待の定義から)

④ 使っていますね！チャイルドシート

6歳児未満の幼児を自動車に乗せる際、チャイルドシートを装着することが義務づけられています。また、平成20年6月の道路交通法の改正により後部座席のシートベルトの着用も義務付けられています。子どもの命を守るチャイルドシートは、正しく装着されなければ安全性が低下してしまいます。お子さんの発達に応じたものをお選びください。

- 乳児用ベッド・・・新生児から10ヶ月頃まで
- 幼児用シート・・・10ヶ月から4歳頃まで
- 学童用シート・・・4歳頃から10歳頃まで

※ メーカーによって対象年齢も異なりますので、確認の上ご購入ください。

※リースする場合はお店により料金、期間が異なりますので、直接お問い合わせください。



自転車に子どもが乗る時は、ヘルメット着用！

子どもを乗せた自転車の事故は多いです。

「走っているときに他の自転車にぶつかりそうになった」

「子どもを乗せようとして(降ろそう)としたときにグラッと倒れた」・・・

などなどドキッまたはヒヤッとしたことはありませんか。

道路交通法改正により児童又は幼児を保護する責任のある者は、

児童、幼児を自転車に乗車させるとき、補助椅子などで同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。と書かれています。
きちんと守って、事故を未然に防ぎましょう。



乗車人員

原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は幼児を同乗させることができます。

一般自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に6歳未満の幼児を1人に限り乗車させることができます。

※さらに運転者は幼児1人を子守バンド等で背負って運転できます。

幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者は、幼児2人を同乗させることができる特別の構造又は装置を有する自転車（幼児2人同乗用自転車）に6歳未満の幼児2人を乗車させることができます。

※幼児2人を乗車させた場合、運転者は幼児を背負って運転することはできません。

自転車損害賠償保険等への加入（義務） 令和2年4月より

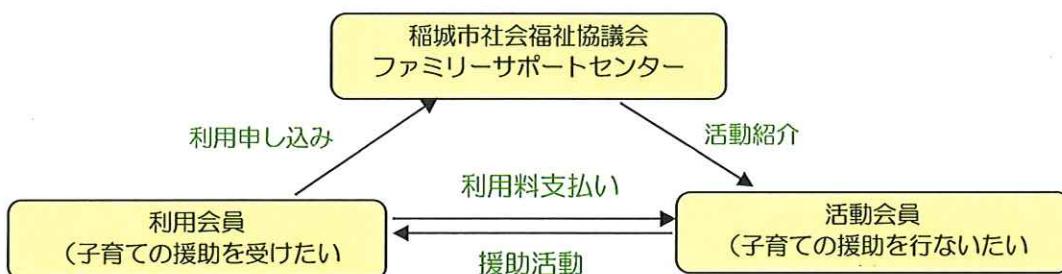
自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車利用者に保険等への加入が義務化されました。



⑤ ファミリー・サポート・センターとは

急な残業で保育園の迎えが間に合わない朝早く出勤しなくてはならず、保育園への送りができない、子育ても一段落したし、地域で人の役に立つことをしてみたい、ファミリー・サポート・センターはそのような気持ちに応える会員組織です。ファミリー・サポート・センター事業は、厚生労働省と東京都の補助事業です。育児の援助を行いたい方（提供会員）と援助を受けたい方（依頼会員）からなる会員組織です。会員同士で地域において育児の援助活動を行います。アドバイザーやサブ・リーダーが依頼会員からの依頼に応じ、提供会員を紹介します。（援助活動の調整）会員は事故に備え、（財）女性労働協会を保険契約者とするファミリー・サポートセンター補償保険に一括加入します。（保険料はセンターが負担します。）

ファミリーサポートセンターのしくみ



育児サービスの内容

- ・保育園の保育開始前や終了後に子どもを預かること
- ・保育施設までの送迎を行うこと
- ・学童保育終了後、子どもを預かること
- ・学童保育終了後や学校の放課後、子どもを預かること
- ・子どもが軽度の病気の場合等、臨時の、突然の終日子どもを預かること
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること
- ・買い物等の外出の際、子どもを預かることなど

連絡先

〒206-0804
東京都稻城市百村7 福祉センター内
TEL/FAX 042-378-5551

開所日：月曜日～金曜日（土日・祝日はお休み）
開所時間：9時00分～17時00分まで

⑥ 休日保育事業とは

日曜日・祝日に保護者の就労により、保育が困難となるご家庭を対象に、お子さんを保育する事業です。

○実施園 私立本郷ゆうし保育園 稲城市東長沼 2115-2 TEL : 042-401-6951

○対象児童 次の1~4すべてに該当する児童

1 稲城市内在住者で、医療行為が必要でない集団保育が可能な1歳児クラスから就学前の者

2 保護者が就労（4時間以上）のため、家庭において保育をする者が全くなく、休日保育用就労証明書を提出できる者

3 保育を行う日に、保護者が昼食等を持参することが可能な者

4 1週間の保育所等における保育日が連續7日以上とならない者

○利用料 1人1日3,500円

○申込方法

登録は利用申込の7日前まで、利用申込は保育希望日の1か月前から14日前までに必要となります。詳細については、実施園又は子育て支援課保育・幼稚園係までにお問合せください。

※登録票等の様式は、市役所、私立本郷ゆうし保育園等で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

⑦ 年末保育事業とは

年末、仕事などで家庭の保育が困難な保護者に代わって保育する事業です。

※日曜日の実施については実施内容が異なる部分があります。

○実施保育所

私立本郷ゆうし保育園

稻城市東長沼 2115-2 電話 042-401-6951

○対象 市内在住で生後4か月以上かつ就学前の児童（日曜日の場合は1歳児クラス以上）

○利用定員 各日概ね60人 ※歳児ごとに定員があります。（日曜日の場合は概ね10人までです。）

○実施日 12月29日～31日

○保育時間

午前7時から午後6時

※1歳以上については午後7時までの延長保育もあります。

○利用料

1人1日額2,500円

※延長保育利用の場合、30分以内500円、30分を超えると1千円が別途必要です。

○申し込み期間

11月1日広報いなぎでお知らせします。

○申し込み先

子育て支援課保育・幼稚園係（在園児は在籍している市内認可保育所も可）

⑦ ご意見・ご要望を受け付けています



保育園に対してのご意見・ご要望をお述べになる機会について

保育園のことで気づいたことなどは、ご遠慮なくお伝えいただきたいと思っています。しかし、中には、「わが子がお世話になっているので、意見や要望を保育園に直接に言えない」という方もいらっしゃるのではないかと思います。

保育のことについてのお悩みや、ご意見、ご要望は、電話や送迎時に保育者と直接お話しされて、その旨を明確にお伝えくださいますようお願い申し上げます。保育という仕事は、人間が人間を育てるという生業であり、機械の導入や省力化を図ることができず、極めて労働生産性の悪い業務だと言えます。つまり人ととの関係だけに職員の不手際や対応が悪いと感情的になられたり、不愉快に思われたりする方もいらっしゃると思います。子どもを育てることは、両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと思っています。お気づきのこと、困ったこと、改善してほしいことがございましたら、お申し付けください。なお、当園ではこのような意見をいただくとき従来どおり職員がご意見を賜りますが、担当者と責任者をそれぞれ設けましたので、お知らせします。また担当者と責任者の段階でもご納得のいかない方は、当園と第三者の関係にある「利用者相談室」を設置していますのでご相談ください。

利用者相談室「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、当園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

- | | | |
|------------|--------|---------------------|
| 1. 苦情解決責任者 | 園長 | 川村 恵美 |
| 2. 苦情受付担当者 | 主任保育士 | 大川 真由美 |
| 3. 第三者委員 | 主任児童委員 | 狩野 和枝 ☎042-379-4147 |

(厚生労働省大臣より委嘱された稻城市の委員の方)

稻城青葉会監事 長坂 顕亮

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(申出書用紙は園の玄関カウンターに置いてあります)

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めるることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、東京都社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

⑧ 書類提出について

利用開始後に必要な書類

以下の理由で利用を開始した場合、[所定の書類](#)を子育て支援課に提出してください。

保護者の状況	必 要 書 類	注 意 点
求職	就労証明書	3か月を経過しても提出が無い場合は、退所、再申込みとなりますのでご注意ください。
就労内定	就労証明書 (就労後の証明日のもの)	1か月を経過しても提出が無い場合は、退所、再申込みとなりますのでご注意ください。
産休・育児休業からの職場復帰	休業証明書	利用開始月中に提出された就労証明書の就労先へ復職していないことが判明した場合、内定を取消し、退所になります。(申込み時の雇用状況での復職が条件となります。) 復職後に発行された証明書が必要です。

在園中の各種手続き

次の場合には、必ず子育て支援課まで速やかに[必要書類](#)を提出してください。

保護者の状況	必 要 書 類	注 意 点
就労の開始・転職・内容変更	(1)家庭状況変更届 (2)就労証明書	【利用時間区分(短時間・標準時間)を変更する場合】 変更する月の前月までに(1)を提出してください。(2)は変更後に速やかに提出してください。 【利用時間区分を変更する必要がない場合】 変更後に(1)、(2)を提出してください。
離職	(1)家庭状況変更届	離職予定月の前月までに必要書類を提出してください。 離職後3か月以内に就労を開始できない場合は退所となります。
出産	(1)家庭状況変更届 (2)母子手帳のコピー(父母氏名と分娩予定日がわかるページ)	出産予定月の2か月前又は産休開始予定月の前月までに必要書類をご提出ください。認定期間は出産月の翌々月までとなります。 【出産後に復職する場合】復職予定月の前月までに(1)を、復職後に休業証明書を提出してください。 【産休後に育児休暇を取得する場合】下記「育休取得」と同様の手続きとなります。
育休取得	(1)家庭状況変更届 (2)休業証明書	【育休を取得する場合】育休開始予定月の前月までに(1)を提出、育休取得後に(2)を提出してください。 注意)育休中の認定は短時間認定となります。 【復職する場合】復職予定月の前月までに(1)を提出、復職

		後に(2)を提出してください。((2)は復職後の証明日のみ有効)
氏名・家族構成の変更(婚姻、離婚等)	(1)家庭状況変更届 (2)戸籍謄本等による証明書等	【婚姻又は離婚の場合】婚姻又は離婚成立後、当月中に(1)(2)を提出してください。(婚姻の場合は(1)のみ提出)
転園を希望	(1)転園申込書	新規申込と同様の添付書類が必要です。 (同じ年度の申込で提出済の場合は省略可)
休所を希望	(1)保育所休所届 (2)休所期間明記の診断書、証明書等	休所が可能な期間は最長で2か月までとなります。2か月以上休所する場合は退所とし、再申込となります。 児童の身体的理由により通園できない場合で1か月以上2か月以内の休所の場合のみ保育料の免除が受けられます。 注釈:保育ママをご利用の方はお問い合わせください。
退所を希望	(1)退所届	退所希望月の15日までに提出してください。 提出がない場合、在園とみなし翌月の保育料を納めていただきます。(保育ママをご利用の方は保育ママにご連絡ください。)
市外転出	(1)保育所退所届	転出する月の15日までに提出してください。 転出後も現在の施設を継続して通いたい場合は、ご相談ください。 (保育ママをご利用の方は子育て支援課までお問い合わせください。)

(発行: 2021年2月)